

建管第1068-5号  
令和3年 2月10日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長  
小高 巖 (公印省略)

埼玉県県土整備部発注工事における特例監理技術者等の配置に係る  
試行要領の策定について

建設業法の一部を改正する法律の施行に伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について、令和2年9月30日付け国不建第174号により、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありました。

この通知を踏まえ、埼玉県県土整備部発注工事における特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置について、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので参考にご送付します。

なお、本取扱いについては、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定です。

記

1 試行内容等

別添「埼玉県県土整備部発注工事における特例監理技術者等の配置に係る試行要領」のとおり

2 対象工事

県土整備部が発注する設計金額(税込)が一億五千万円未満の工事を対象とする。

3 様式の改定等

以下の様式について改定する。なお、参考様式は国から統一様式が示されるまでの暫定版とする。

【改定】

- ・現場代理人等通知書(土木、建築)
- ・経歴書(建築)

**【参考様式】**

- ・ 施工体制台帳
- ・ 施工体系図

4 入札公告及び特記仕様書について

別添2を参考に特記仕様書を設計図書に添付するとともに、別添3を参考に入札公告に記載する。

5 適用

令和3年 2月15日以降に契約を締結した工事から適用する。

なお、適用日以前に既に契約を締結している工事も適用できるものとする。

6 その他

- ・ 本通知を適用して当初契約を締結する際には、適切に契約書へ反映すること。

担 当：【土木工事に関すること】

技術管理担当 中野、桑原

電話：048-830-5201

【建築工事に関すること】

建築技術・積算担当 関口、門間、岩井

電話：048-830-5192